
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時50分）

◇ 鈴 木 源一郎 君

○議長（稲葉昭宏君） 一般質問を続けます。

通告順位4番、鈴木源一郎君。

（10番 鈴木源一郎君 登壇）

○10番（鈴木源一郎君） 日本共産党と町民を代表して一般質問を行います。

私の質問は2つの点です。

まず、岩地入口付近の裏山崩落事故から入ってまいります。

町長、この事故は発生してからすでに1年5カ月を経過してまいりましたが、現場は未だにブルーシートをかけたままの痛ましい姿になっております。調停が不調になっているとはいえ、町民が住んでいる住宅に裏山が崩落してきた。のしかかってきて押さえられているというわけです。町の責任は重大ではありませんか。

聞けば、町長は朝に晩に被害住宅のすぐ下の道路を通って毎日通勤しているにも関わらず、この間いっぺんも被害者に声を掛けたこともないそうであります。どうしてですか。「昨晚の雨は大丈夫だったか」とか、「風は大丈夫だったか」というくらいのことはあってもいいのではないのでしょうか。

町長、町は未だにこの崩落の原因は裏山30メートル上方からのこぼれ水ではないという測量事務所の見解に固執をしているわけですが、測量事務所の見解は、道からのこぼれ水が土屋宅の背面にいくことは考えにくいとしたもので、車道の水は土屋宅には一切いかないと断定したものではないじゃありませんか。量の多少はわかりませんが、土屋宅の裏のコンクリ吹付けの裏に道からのこぼれ水の一部が回ったことは否定できないのではありませんか。回らない、土屋宅にはいかないと断言ができますか、お答えをいただきたいと思います。

次に、崩落問題の小さな2点目です。この崩落事故の示談の争点の一つになっているテラセル工法についてであります。

6月議会で当局は、私の質問に対して、狭い場所で施工した事例はあとで示す、被害者に示すという意味の答弁をしました。被害者にその事例を示したのですか。被害者の話では、事例の工事の現場を見に行っていないそうではありますが、記録写真だけでなく、全国どこでもいいから、

現場へ行って実情を被害者に納得していただくことが必要ではありませんか。全国を調べれば、河川敷とか道路敷とかという広い場所ではなく、狭い場所での工事の実例はないわけじゃないと思います。

示談交渉の局面打開の糸口としても大変重要だと思いますが、先進例、現場を見せるべきではありませんか、答弁を求めます。

次に、崩落問題の３点目です。

町長、この崩落事故の復旧工事は土屋宅のすぐ裏を走る星山線道路の復旧工事と同一工事にならざるを得ません。この崩落は元をただせば確かに法面の勾配が普通勾配より急になっていたかも知れませんが、この法面の復旧工事は 100 パーセント星山線の道路敷の工事になるわけであります。通常の民の災害復旧工事などに適用する自己負担割合の 15 パーセントの適用、運用は無理があることは明らかではありませんか、町長の答弁を求めるものであります。

次に、崩落問題の最後の点です。

町長、この間被害者との折衝の中で、特に初期に当局から 5 パーセントの自己負担でやるという意味の話があった。そのような示唆があったと被害者は強く主張しております。町長も地元、元議長も岩地、年配もあまり離れていない、そんな中で町長と元議長あるいはその他の人たちと 5 パーセントの話は交わされたのではありませんか。

かつて全協で当局からも 5 パーセントの話がちょっと出たことはありました。その後当局はそれを否定しましたが、被害者に 5 パーセントでやるという話が伝わったことも充分考えられることであります。

町長、一時期そういうことがあったならば、あったと正直に言うべきではありませんか。それが示談折衝の一番近道ではありませんか、町長の答弁を求めるものであります。

次に、質問の大きな２点目。社会保障と税の一体改革の問題です。

町長、国は来年４月から消費税を 8 パーセントに値上げしようとしています。この値上げは予定どおり実施されれば、町民生活にも地元中小零細企業にも地元の景気にも、そして、町の財政にも計り知れない深刻な悪影響をもたらすことはあまりにも明らかであります。

いまこの消費税値上げに反対する声は全国で大きく高まってきており、政府内にも、あるいは与党の中にも 4 月実施反対の声が広がってきております。専門家の指摘では、今の景気の落ち込みの中で消費税 8 パーセント値上げを強行すれば、今までの例にあるとおり、景気は更に深刻に落ち込み、それによって国の税収全体の減少、目減りは消費税の値上げによる収入の増大をはるかに上回る額になるそうであります。

町長、町民生活に心を寄せ、地域経済に気を配るならば、あるいは町財政を思うならば、町長も消費税値上げ反対の立場を内外に明らかにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、社会保障の２点目です。

町長、国は消費税アップの一方で社会保障の全分野、ほとんどの分野にわたって大がかりな改革、大幅後退を計画しています。この改革は社会保障の姿を一変させるほどの大改革、大改悪だと言われています。

例えば、最近の話でも介護保険の給付のうち、要支援を廃止して市町村に丸投げしてしまう、そういう法律を国会に出そうとしております。

また、国民健康保険制度を現在の市町村単位からご存知の県単位に変える。これは市町村からの希望もあるそうではありますが、問題は国が市町村国保に出している、いま出している支出金、これはかつては 50 パーセント、医療費の 50 パーセントだったものが今ではだんだん減って、25 パーセント程度になっているそうではありますが、これをすべてなくして、国保をすべて保険料、保険税で賄おうとしているわけであります。

いま全国では一般会計から国保会計への繰入が合計で 4000 億円あるそうであります。わが町でも今年度から繰入をいたしました。この繰入を一切なくしてすべて国保税、国保料で賄うようにしています。また、国保の最高限度額も 93 万円と膨大な額に引き上げようと検討しています。

町長、こんな無茶をやられたら、被保険者はたまったものではありません。町長、この社会保障の一体改革の中身をわかりやすく町民に知らせ、そのようなニセ対策にあらゆる機会をとらえて反対していくべきではありませんか、町長の答弁を求めるものであります。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（齋藤文彦君） 鈴木源一郎議員の一般質問にお答えします。

１．「崩落事故の早期解決を」について。

①「岩地入口付近の裏山崩落事故は、すでに１年以上も経過したが、いまだにブルーシートをかけたままになっている。町の責任は重大だ。町はいまだに崩落原因は裏山の車道からのこぼれ水ではないとの主張のようだが、そう断言できるか」、②「町はこの間、狭い場所でのテラセル工法の実例を示さないのではないか」、③「この崩落事故の復旧工事は、大半は町道星山線の復旧工事に事実上ならざるを得ないことから、通常の災害復旧工事に適用する割合では無理があるのではないか」、④「災害復旧のこの間の、被害者との折衝の初期段階で、当局側から５

パーセント自己負担の示唆がなされた経過があると被害者は主張をしているが、何らかの事実があったのではないか」についてであります。

ご質問の件につきましては、6月議会でも答弁したとおり、今回の崩落の主な原因はモルタル吹付け斜面の切土勾配が標準より急であり、不安定化しやすい状況にあったことであり、通常の勾配であれば、このような事態にはならなかったのではないかと思います。

また、裏山の農道からの雨水は、斜面を調査した結果、被災家屋より上流側に流れていることも確認されております。これは専門業者に調査を委託したもので、十二分に技術的裏付けがあるものと判断しております。

テラセル工法につきましては、当初の説明の際に写真提示もしたと思いますが、あの狭い場所で家屋に影響なく施工でき、水処理能力も高い本工法が最も適していると判断して提案しているところでございます。

次に、本工事の分担金についてでございますが、特殊な事例となるため、議員の皆さまの意向を伺ったうえで、応分な負担率を定めて交渉しているところですが、まだ折り合いがついていないという状況です。ただし、最終的には、工事分担金条例に基づき議会の議決を経て定めることとなります。

最後に、交渉にあたり5パーセントの自己負担という示唆がなされた経過があったかということですが、当方からそのような条件を出したということはございません。

2. 「社会保障と税の一体改革に町も反対すべきだ」について。

①「消費税8パーセント、10パーセントへの値上げは町民生活にも、地元企業にも町の財政にも深刻な影響をもたらすのではないか。町も値上げ反対の立場にたつべきではないか」についてであります。

社会保障と税の一体改革は、ご承知のとおり社会保障の充実と安定化と、そのための財源確保と財政の健全化の同時達成を目指すものと捉えております。

確かに、消費税の増税が高齢化率の高い当町にあっては少なからず影響は出るかと思いますが、今回の引き上げ分は、社会保障の4経費、すなわち年金、医療、介護の社会保障給付並びに少子化に対するための施策に要する経費と使途が明確にされております。また、現在の社会保障制度は、現役世代3人で65歳以上の高齢者1人を支えておりますが、半世紀前にはおよそ9人で1人を支えておりました。いずれは高齢者1人を1.2人の現役世代で支える超高齢化社会の到来が見込まれることなどから、社会保障を持続可能な制度にするために人口構造等の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度への改革が「社会保障・税一体改革」である

と考えています。

②「社会保障と税の一体改革と称して、社会保障の大幅後退が予定されている。町はこの狙いや大幅後退の町民への影響を分かりやすく知らせ、このニセ改革にあらゆる機会をとらえ反対していくべきだと思うがどうか」についてであります。

先ほども申し上げましたが、本制度は持続可能な社会保障制度を目指し、各世代間の公平を確保したうえで制度の確立を図るものであると考えますので、現状の動向・進展を見極めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番（鈴木源一郎君） 一問一答形式でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 許可いたします。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、まずはじめ質問した部分に入る前の・・・、町長は毎日あの被災家屋の下側を歩いて通勤しているわけですね。だから、この間もう1年何カ月か経ってくるわけですが、行っても声を掛けないというのはどうしたわけですか。

私は質問でも町に重大な責任があるというのは、一般論としてはそういうことがありますけれども、個別問題としても町長がたまに「雨がでかかったけれど、どうだった」という声を掛けて当然じゃないですか。それがやっぱり町が町民の被害をおもなかる、そのことになるんじゃないですか。

○町長（齋藤文彦君） 私も毎朝毎晩前を通るわけで、本当に心を痛めているところでございます。本当に心から・・・、岩地の人でありますし、私は、知らない人ではありませんので、本当に心を痛めているところでございます。そのような気持ちは充分にあるわけですが、なかなか声を掛けられないというのが現状でございます。

○10番（鈴木源一郎君） 声を掛けないということは、すなわち結局町民のそういう苦しみ、痛みが町長にわかっているのかなということにならざるを得ないわけですね。現実には。

だから、気持ちのうえで町長が「どうかなあ」と思っていようと、行動に移さなければだめじゃないかと思いますよ。

それは、だから、明日からでもいいわけですから、「おい、どうだい」あるいは電話でもいいと思うんですよ。「どうですか」ということをすべきじゃないですか。どうですか。

○町長（齋藤文彦君） いつもそのようなことは思っているわけでございます。鈴木議員のそういうことを加味合わせたうえで、そのようにこれからできればいいなと思っています。

○10番（鈴木源一郎君） 認めましたので、それで、この崩落の原因についていま町長が答弁

したように専門家、いわゆる測量事務所は、この水は上の、上方の車道からの水ではないというのは・・・、ないと断定したことじゃないんですよ。「ないと思われる」とか、「ないのではないか」ということで断定したわけではないわけですよ。だから、絶対にその水はきていないんだよということとは言えないんじゃないですか。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 全員協議会でも詳しい説明をしました。6月の定例会でもこれと同様な問題に私は答えました。今回ちゃんと答えたわけですがけれども、私はもうこれ以上の答えは町長としてありませんので、課長の方から答えさせます。

○産業建設課長（山本秀樹君） 調査報告書の方では、上の農道の方から流れてくる水ですね。雨水については、ブロックの積んである後ろの方に流れてきた形跡がないと、その上流部の方に流れているんだよというような報告になっています。ただ、崩れた原因がその水なのかというと、要するに、吹付け面の裏側にどうしても山の斜面に雨が降れば当然水が浸み込みますよね。その浸み込んだ水が湧水となってその後ろに溜まってそこから排出されたり、排出しきれなかったり、土砂を別の方にもっていったりとかというようなことがあって、それで崩壊を招いたんじゃないかというような結果になっているというのが、報告書に書かれています。

○10番（鈴木源一郎君） 何回もやってきた議論の箇所なんですねよ。これは。しかし、断定したものではないと・・・、測量事務所は断定したものではないと。

だから、絶対に土屋宅の裏へは回らないというふうには言えないと思うんですよ。だから、量は不明ですがけれども、相当の量は、それなりの量がそこへ回ったということが言えないことはないと思うんですよ。ですから、それが法面の崩落を引き起こしたというふうに言えるんじゃないかと思うんですよ。どうですか。

○産業建設課長（山本秀樹君） 要するに、裏面に入った水が崩落を引き起こしたということは、それは間違いないと思います。ただ、その水が上からの表面の表流水なのか、浸み込んだ水が出てきた湧水なのかというのは、そこは湧水の可能性が高いというような報告書になるわけです。

町の方とすれば、この報告書をよりどころとして判断をしているというような現状でございます。なお、吹付け等については、吹付け自体が斜面の浸食とか、そういうものを防ぐもので、崩壊等の防止機能は、それを期待するものではないというような表現になっていますので、あくまでも水が影響してきているんですがけれども、それが表流水かどうかというと、湧水の方が可能性が高いというような内容になっていることから、我われの方としては、その表流水がうんぬんよりは強度の方が問題であったのだろうというような認識をしているわけでございます。

○10番（鈴木源一郎君） あのですね。山で非常にわかりづらい山肌の急傾斜のところをぼし
やも多いというところを流れ下りた水のわけですから、非常にわからないと、たぶん道を乗り
越えたいいわゆるこぼれ水は大方は土屋宅より上方というか、川でいけば上方へ流れ下りたどろ
うことは、これは予想できます。ぼくもそれは否定しません。もちろん。はじめからそれはある
と。

しかし、一部分は土屋宅の背面にいくことは、これは考えられるんじゃないですか。だから、
絶対にいかないんだということを測量事務所は言っているわけじゃないわけですね。ですから、
やっぱりある程度いったんだと、どれだけかはわからないけれど、いったんだということじゃ
ないんですか。

○産業建設課長（山本秀樹君） そうですね、すべてが川になって全部擁壁の向こう側、上流側
に流れたかという、それはそうではないと思います。それ以外の斜面、それよりも下側の斜面
に降った雨は当然道路上にある擁壁の後ろに当然水が溜まるようにその都度上に降った雨は当
然そこに流れ込んできていると思います。ただ、その水が通常の・・・、この報告書でいけば、通
常の擁壁であればもったであろうけれども、頑丈に造った吹付けであっても、その吹付けとい
うのは斜面の表面をあくまでも守るものであって、擁壁と同様に考えることは難しいという報
告ですから、町の方としてはそういう判断をしているということでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 測量事務所は、いわゆるこぼれ水は土屋宅の背後には一切いかない
というふうに断定したわけじゃないんですよ。一切いかないじゃなくて、考えにくいんだ
と、地形から見ても、あるいは流れの形跡、流れた形跡なんかを見ても確かに土屋さんもその星
山線の上側のあいている場所には車道からのレキやバラスやなにかが流れ込んで、砂が流れ込
んでドボドボっといくような状態になっているということから見て、いわゆる道からきた水に
違いないというふうに推定しているわけですけども、いずれにしても、考えにくいと言っ
ているだけで、全然、絶対ないかと・・・、なりっこないということじゃないわけですよ。そうじ
ゃないですか。断言できないでしょう。

○産業建設課長（山本秀樹君） それはすべて10か0かと言えば、それは否定はしません。ただ、
要は、降った雨がすべて一つの1本の川になって流れるかと言えば、あっちに行ったり、こっち
に行ったりするわけですから、その中の何割かはきていると思います。当然。

お宅に訪問して話を聞けば、「そこに跡があったんだよ」という話をぼくも聞いています。た
だ、要は、その岩自体が水を・・・、擁壁の中の実際の軟岩の方ですけども、水を吸いやすい
ような軟岩になっていまして、それが湿潤を繰り返すことによって、やっぱり劣化しやすいと、

そういった中で、表流水とか、それから山に降った雨が浸み込んで、それがちょうど下で湧き出てくるわけですね。その湧き出た地下水とか、そういうものが吹付けの裏側の方で、また町道の下側の方で湿潤を繰り返すことによって、岩石の強度が落ちて、そして、持ちこたえられなくなって、実際はその中の軟岩が割れて、その吹付けの壁を押し出したというような形になっていると思います。

ですから、あくまで表流水がどこをいって、それが全部悪いのかと言えば、表流水も何割かはきたでしょうし、それよりも、浸透してきた水が地中を通して擁壁の裏側に出てきた湧水となって、それが湿潤を繰り返したり、水みちとなってほかに土を持っていったりとか、そういうことで崩壊を招いたというのが原因であるということです。

ですから、あくまでも表流水がどこをどう流れてきたとかというよりは、水自体が表流水もあれば湧水もあると、湧水の方が考え、大きいんじゃないですかというのがこの報告書の内容ということでございます。

○10番（鈴木源一郎君）　ですから、結局は絶対にいかない、土屋宅の背後にはいかないという断言はできないということは明らかじゃないかと思いますよ。断言をするというのはあてずっぽうの話で実際にはもう広がって下りてくるわけですから、当然土屋宅の裏側にも散っていくということは明らかじゃないかと思います。地中に潜って地下水になるというのは、急傾斜ですから、ほとんど考えられないという場所だとは思いますが、いずれにしても土屋宅に回らない、絶対に回らないと言い切れる話ではないと思います。

それから、小さな2点目に進みますが、テラセル工法を見せに連れていく、あるいはテラセル工法を、説明をわかるようにするというようなことが含まれた6月の一般質問答弁だったわけですが、やっていないそうですけれども、全国どこでもいいから現場に行って、実際に狭い場所でやった事例を見せて、あるいは関係者の話も聞いて、そして、やることによってこの示談交渉というのは局面打開が図られるのではないかというふうに思いますが、そうしてやらないんですか。

○産業建設課長（山本秀樹君）　6月の時に確かあれは副町長の方からだったと思いますが、住宅の後ろにある事例もありますよと、そういうのもお示ししたはずですがというような答弁があったと思います。

昔説明にあがった時の資料も見るとやっぱり小さい写真なんですけれども、ちょっと白黒でわかりにくかったかもしれませんが、それも写真は付いていまして、一応その写真があるということはわかったんですけど、そこでどれだけの説明をしたかというのはちょっと今となっ

ては定かではありません。ただ、そういうような一旦資料としては提示はしてあっても、その説明は不十分であったかもしれないということで、先日、月に一度程度は伺っていますので、もうすこし拡大したカラー写真でお示ししました。ただ、6月の時点で、私の方の解釈としては、その現地に行くというような解釈はちょっとしていなかったものですから、その辺については、現地を見に行くということは考えていませんでした。

とりあえず、今回示した写真の方は、母屋のすぐ裏、本当に数十センチのところから建ち上がっているような写真をお示しました。

今回我われが訪ねているというのは、調停が一度不調に終わりましたけれども、今現在行っているのは、我われとしては調停の続きをやっているという意識で臨んでいますので、その辺については、少しでも歩み寄りとか、そういうお互いが理解できれば、いい方向に行くんじゃないかという思いで、この間もお話はさせていただきました。

そういう中で、現地の方、この間お示したのは、滋賀県の方の事例になりますけれども、こちらの方に見に行く必要が、というようなことでまた話の進展が出るようであれば、その辺は考える必要があるのかなというふうにも思います。

○10番（鈴木源一郎君） 課長はそういう答えでいいわけですが、町長、6月議会で答弁をしてくれたのは、この問題がかなりのポイントであると、一つのキーポイントであるという議論の上で、そのテラセル工法の実例を出すと、示すということを答えたわけですね。

ですから、現場に行く方が良かったのかといま言うんじゃないくて、この間ふたつき、みつきあるわけだから、その間やっぱりことの重大さを認識して、当然そういう実例があるという関係者からの情報をとればわかるわけだから、課長が言っているように。連れていくべきですよ。それでなければ、本気でこの問題を解決しようと思わないで、とにかく時が経てば被害者は家が押さえられているわけですから、いろいろ狂いもくるわけですね。

ですから、結局根負けして、「それでいいや」というふうになるんじゃないかという甘いあれがあるわけじゃないですか。そうじゃないですか。どうですか。

○町長（齋藤文彦君） その6月の定例会で現地視察というようなやつを私はちょっと答えた記憶がないわけですが、いま和美さんの方で現地を見たいというようなことがあれば、行く必要があると思っています。

○10番（鈴木源一郎君） 早速情報を取って、それなりのあれが少しは旅費がかかったって、それは関係者にも話を聞けばわかることがあるのかもしれない。示談に好影響を与えることも大いにあるかもしれないわけですから、やるべきですよ。

次に、崩落問題の３点目で、この工事は、これもやったことですが、ご存知のとおり裏側に星山線があると、この工事をやる、いわゆる復旧工事は裏側の星山線の復旧工事になるわけですね

ですから、はじめの原因は確かに法の勾配かもしれませんが、まったく同じ作業になるわけですから、当然、純の私の山が私の家に寄りかかってきたというのと違うという判断をすることが、これは当たり前じゃないんですか。どうなんですか。

○産業建設課長（山本秀樹君） 斜面がこうあって、一旦ここに踊り場があって、またこういうふうに二段になっているわけですね。通常、いま吹付けの部分がはらんで、そして、落ちていまして、町道の下もえぐれているというような状況になっていますが、通常、上が崩れると下が大丈夫であれば、その吹付けの外側には落ちますけれども、今回はらんだ後に引きずられて落ちたというような現象。そういう現象でなければ、土が中に入り込まないというようなことになるということです。現状では家の法面の方がガクンとくんばして、上から道が落ちたというふうに判断をしております。

そこの面積でいけば、町道部分については、町の方でやりますが、山の原因の方は家の法面の方の崩落であるということで、そこは負担をいただいて、一括で町の方でやりましょうというような提案をさせていただいているわけです。

○１０番（鈴木源一郎君） そうすると、中途の踊り場までは土屋さんの方でやると、踊り場から上側の道のいわゆる道路敷になる部分は町でやるという判断なんですか。

○産業建設課長（山本秀樹君） 今の提案の方については、一体として町の方でやります。その分、ただ法面部分がありますので、実際法面部分の方が多いんですが、その法面の部分もあるので、負担金の方をいただきたいということで、負担をしていただくということをご理解をいただいていると思うんですが、割合のところちょっと折り合わないところがあるわけですが、全体を一括して町の方で工事はします。ただ、その分の工事費については、自分の法面の部分もかかってくるので、負担金をいただくというような考え方でございます。

○１０番（鈴木源一郎君） ちょっと不明確ですが、そこはやめておいて、いわゆる星山線との絡みはやめておいて、崩落の最後の問題の・・・、この間の被害者との折衝の中で自己負担５パーセントでやるかのような話があると、そのような示唆が町当局の方からあったという、その関係は、町長は先ほどないと言いましたが、この土屋さんの話を聞きますと、たぶん去年の１０月の２０いく日かに岩地の公民館で、元課長あるいは課長補佐、それから、岩地の区長さんも立ち会っていただいたらしいですが、そのほか元議長も加わって、直接５パーセントを前提にした

いわゆる復旧工事をしようという話をしたという事実経過はあるんじゃないですか。どうですか。

年も近い、同じ地区であるという、本当の同僚のよしみみたいなどころがあるでしょうけれどもね。けども、そういう話し合いがなされたという経過があると。

○町長（齋藤文彦君） 当方からそのような条件を出したことはありません。

いろいろ鈴木議員はそんなことを言われますけれども、本当に不確かなことは、こういう面前で言わない方がいいと思いますよ。私は。

○10番（鈴木源一郎君） そういう証言を土屋さんはしているということです。証言をしているので、経過はあったんじゃないか、あるいは町の全協で5パーセントでやってもいいかのよう報告をした時があるんですよね。ごく一時期ですけども。

ですから、あとでそれを否定していますけれども、そういうようなことから考えても土屋さんに5パーセントでやると、やれるという意味の話が伝わったというのは、これは事実じゃないですか。

○町長（齋藤文彦君） 何回も申していますけれども、当方からそういう条件を出したことはございません。

○10番（鈴木源一郎君） 条件を出したんじゃない。そういう話し合いがなされたということですよ。

ですから、話の中には当然上の話も出てくるだろうから、あり得ることじゃないですか。同僚で同じ年配の同じ地区で、そういう中でそういう話が出て当然じゃないですか。普通じゃないですか。

○町長（齋藤文彦君） 私はそのような話は聞いたことはございません。

○10番（鈴木源一郎君） 強く否定はしていますが、そういう可能性が非常に濃厚だということがあります。

この崩落事故の対応としては、確かに、あれは民民災害の面はありますけれども、種々の状況から見て、その中に町道も走っている。あるいは上の町道からの水もあったかもしれないというようなことから推して、5パーセントでいいじゃないかという議論が出て不思議じゃないと思うんですよ。地元でざくばらん話……。私も5パーセントでいいのではないかという気が……。私としてはするわけですけども、どうなんですか。

○議長（稲葉昭宏君） 申し上げます。鈴木君、時間を延長いたしますか。

○10番（鈴木源一郎君） 延長してください。

○議長（稲葉昭宏君） 5分延長いたします。

○町長（齋藤文彦君） 全協でもいろいろ話し合ったわけですがけれども、最終的には工事分担金条例に基づき、議会の議決を経て決めるということになっているものでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 分担金条例はこれから作るか作らないかという問題ですがけれども、いわゆる条例を適用するかどうかはあれですからね。町長の判断でもあるし、議会の判断でもあるということがあるわけですから、この状況からみて、分担金条例というか、分担金の割合を5パーセントにしたかどうかと私は提案するわけですが、種々の状況から。

そこは5パーセントの・・・、条例があるんだと、条例を作るんだということで済ませない問題だと思うんですよ。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） それだったら、鈴木さんが中心になって負担率の割合を議会の方で話し合って決めてきてくださいよ。こちらも考えますけれど。

○10番（鈴木源一郎君） これはね。やっぱりね。このままいわゆるにらみ合いの状態で示談交渉がいくと、非常に日時もかかる可能性を一方でもっていますね。だから、早期のいわゆる妥結を図らなければならない。早期の解決を図らなければならないという問題があると思うんですよ。

そこで、町は確かに大体いま答弁したのは、町長の答弁は前の6月議会の答弁とあまり変わっていないと思うんですが、その姿勢だけでいいのかという問題があるんじゃないですか。それなりに状況に応じた考え方をしなければならないという問題があるんじゃないですか。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 私がそう簡単にあちこちふらふらするわけにはいきませんので、私の気持ちは決まっているわけでございます。ただ、本当に私はこの問題を早く解決したいなと、私が一番切実に思っていると思います。

それで、調停の方をお願いして、いい方向が出てくるのかなと思ったら、これが流れたわけで、非常に残念に思っています。

いま課長がいろいろ訪れてくれますけれども、なるだけ早く解決するような方向にもっていきたいなと思っているのは、私が一番だと思います。

○10番（鈴木源一郎君） 私が質問で指摘してきましたように、それ相応の箇所で相応の考え方を町の方もするというようなことをなしには、事は前進しないというふうに思うわけですよ。

テラセルの問題は現場を見に行けば、なにか打開が少しは図れるかということもあるわけですが、テラセル工法・・・。

だけど、およその答弁としては変えない答弁ということでは局面の打開ができないというふうに思わざるを得ないわけですよ。ですから、そこはぜひ考え方を変えていくべきではないか、あるいは斟酌していくべきじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○町長（齋藤文彦君） 何回も申し上げているわけですが、工事分担金条例によって、議会の議決を経て決めるということですので、皆さん方がもうちょっとしたらいいんじゃないですかというような意見があったら、ぜひ議会の方でまとめていただきたいと思います。

○10番（鈴木源一郎君） そういう答弁で押し問答のわけですが、次の点も残っていますが、およそ道路問題であれですので、私の質問はここで終わりにして、あとの対応をまた考えていくということにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君） 以上で鈴木源一郎君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

（午後 2時40分）
